

保護者の皆さまへ

茨木市 こども育成部
保育幼稚園総務課長 中路 洋平

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに
感染された児童の登園の際の意見書の取扱いについて

日ごろは、本市教育・保育行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

標記の件について、今冬以降における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに感染した児童が登園する際の対応については下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

感染拡大防止のため、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

記

1 感染者の登園について

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに感染した児童が登園する際は、現状の対応と同様、医療機関のひっ迫を回避するため、医療機関等が発行する検査や治療の証明書等を求めず、各園所定の「登園申出書」を各園に提出して下さい。

また、医師の判断により登園の際に再度受診が必要であると認められる場合は、医師の指示に従っていただきますようお願いいたします。

なお、上記対応は今冬の感染症流行期（6月頃まで）における対応とし、それ以降の対応については、改めて通知いたします。

2 医師の意見書について

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ以外で厚生労働省が「医師が意見書を記入することが考えられる感染症」として指定する感染症等（※別紙のとおり）については、これまで同様、感染した児童が登園する際には医師の意見書が必要となります。

3 その他

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザについては、療養（出席停止）期間後の登園の際に医療機関の受診は不要ですが、咳が続くなど普段と異なる症状がある場合は、医療機関を受診してください。

茨木市こども育成部 保育幼稚園総務課
072-655-2753（直通）